

# 著作権法における人格的権利の現代的位置付け

## ——パロディ・モンタージュ写真事件を手がかりとした交錯論の試み——

劉 雅淳<sup>(\*)</sup>

AIやIoT技術の発展により、著作物が経済財としての価値が一層高まっている。これに背景に令和5年改正による著作権法114条が整備され、特に海賊版対策を念頭に財産的損害賠償制度が強化された。しかし、財産的価値が強調される一方、利用者の利益との衡量をいかに図るべきかが問題となっており、著作権法の本質的要素である人格的利益の保護が相対的に後回しにする恐れがある。そこで、本稿では、著作権法における人格的権利の位置付けを再検討する目的とし、パロディ・モンタージュ写真事件差戻上告審判決を手がかりとし、著作権侵害における財産的権利と人格的権利の交錯関係について、解釈論の展開を再考する。

- I. はじめに
- II. パロディ・モンタージュ写真事件からの示唆
  - 1. 事実概要および判例の射程
  - 2. 交錯論の可能性
  - 3. 小括
- III. 比較法的考察
  - 1. アメリカ合衆国(功利主義の例外)
  - 2. ドイツ連邦共和国(一元論の今現在)
  - 3. 小括
- IV. 検討
- V. おわりに

### I. はじめに

現行著作権法によれば、著作者は、著作物についてその経済的利益を保護する排他的支配権である<sup>(1)</sup>著作(財産)権を享受する同時に、創作の主体としての地位より生ずる非財産的権利である著作者人格権も有している<sup>(2)</sup>。こうした法的構成は、著作者の創作個性を尊重しつつ、人格的権利の一身専属性と譲渡不可能性を考慮した上で、経済的利益をもたらす財産的権利と分割して二元論を採用したものである<sup>(3)</sup>。

著作権侵害における財産的損害は、民法709条を法

的根拠とし<sup>(4)</sup>、その特則といわれる著作権法114条の規定<sup>(5)</sup>を適用して計算した損害賠償額を請求することができる。著作権法114条に基づき、賠償額の算定方法は①侵害者の譲渡数量による市場機会の喪失の損害額の算定、②侵害者が得た利益額の推定、③著作物の使用に当たって通常受けるべきライセンス料の擬制(法定損害賠償に相当)の三種類があり、平成12年の改正によって④相当な損害額の認定という方法も可能となった。

これに対して、著作者人格権(本稿では実演家人格権を対象外とする)が侵害された場合、著作者は、公表権(著作権法18条)、氏名表示権(著作権法19条)同一性保持権(著作権法20条)、といった一身専属かつ譲渡不可能な人格的権利(著作権法59条)に基づき、慰謝料を請求できる<sup>(6)</sup>。さらに、現行法には、著作者の名誉又は声望を害する方法での利用を対処する(著作権法113条11項)「みなす規定」と、死亡した著作者の人格的利益を保護する「特別規定」(著作権法60条)が設けられる<sup>(7)</sup>。なお、国際条約の締結(ベルヌ条約6条の2)により、著作者人格権の保護も包括に適用される。

とはいえ、著作者人格権侵害に対する慰謝料請求権の法的根拠は民法710条(財産以外の損害の賠償)に置かれるが、財産的損害賠償のように著作権法114条の

(\*) 日本国際知的財産研究所・日本大学大学院法学研究科 研究員・博士後期3年在学

(1) 半田正夫『著作権法概説』136頁(法学書院出版、第16版、2015年)、愛知靖之、前田健、金子敏哉、青木大也『知的財産法』260～261頁(有斐閣出版、第1版、2018年)。

(2) 半田(前掲注1)577頁、島並良、上野達弘、横山久芳『著作権法入門』123頁(有斐閣出版、第3版、2021年)。

(3) 半田(前掲注1)157頁、齊藤博『著作権法概論』68頁(勁草書房出版、第1版、2014年)。

(4) 半田(前掲注1)325頁。

(5) 松川実『著作権法第114条及び第114条の5解説』半田正夫、松田政行編『著作権法コンメンタール第3巻89条～124条、附則、著作権等管理事業法』507～508頁(勁草書房出版、第2版、2015年)。

(6) 半田(前掲注1)327～328頁。

(7) 半田(前掲注1)134～135頁、齊藤・(前掲注3)67頁。

特則が設けられておらず、同条の準用も認められない<sup>(8)</sup>。また、裁判上の「声望名誉」に関する人格的評価の法的基準が不明確であり<sup>(9)</sup>、ケース・バイ・ケースで、あらゆる事情を勘案した柔軟な裁量判断<sup>(10)</sup>が求められるため、慰謝料の算定基準および正当化根拠は明瞭でないところ、法的安定性にも課題が残される。

他方、AIやIoT技術の発展により、著作物が経済財としての価値が一層高まっている。加えて、令和5年改正により、著作権法114条が整備され、特に海賊版対策を念頭に財産的損害賠償制度が強化された<sup>(11)</sup>。しかしながら、こうした財産的価値が顕著化されている中、重ねて、近時では利用者の利益との衡量<sup>(12)</sup>も議論されており、著作権法の本質的要素である人格的利益<sup>(13)</sup>の保護が相対的に後回しとなる恐れがある。

このような現状を踏まえ、以下では現行法制度に基づき、慰謝料に関する裁判例の適用状況とその示唆<sup>(14)</sup>を敷衍する。

#### (1) 千葉地判昭和54・02・19無体集11巻1号62頁[医学書事件]：

原告Xは、被告Yの過失によって共同執筆した論文に著作者の氏名表示が脱漏されたことによって、氏名表示権の侵害を主張し、精神的損害に対する賠償請求を提起した。裁判所は、脱漏が発見した被告Yは積極的に被害を対応し、損害の大部分は回復された、とあらゆる事情を勘案して、3万円の慰謝料の賠償を認容した。

慰謝料：〔請求額：50万円；認定額：3万円〕

#### (2) 東京地判令和07・07・09裁判所ウェブサイト[インスタ再投稿事件]：

被告Yは、原告Xが制作して自らのInstagramアカウントに投稿した動画をスクリーンショットして、その静止画像をYのInstagramアカウント

に投稿し、Xを著作者として表示しなかった。Xは、Yの行為が著作権(複製権及び公衆送信権)及び著作者人格権(氏名表示権)を侵害するものであると主張し、損害賠償を請求した。裁判所はYによる著作権及び著作者人格権の侵害を認め、そのうち、氏名表示権侵害による慰謝料については、「本件画像が投稿された被告のInstagramアカウントのフォロワー数が24人であること、本件画像は、原告がInstagramにアップした本件動画をスクリーンショットした静止画で、本件動画のごく一部であることを含む一切の事情を勘案」し、5万円とするのが相当と判断した。

慰謝料：〔請求額：80万円；認定額：5万円〕

#### (3) 大阪地判令和06・01・29裁判所ウェブサイト[プログラム著作物侵害事件]：

原告Xは、自らが著作権を有する6個のコンピュータプログラムについて、被告Yが無断で複製した上、そのうち3個については無断改変により著作者人格権(同一性保持権)が侵害され、さらに1個については氏名を表示しなかったことにより著作者人格権(氏名表示権)が侵害されたと主張し、Yに対して、不法行為に基づく損害賠償を請求した。裁判所は、複製権及び同一性保持権の侵害については、利用の黙示的許諾をしたことに相当し、いずれも成立しないと判断した。一方、Yが故意に本件プログラムの表示画面においてXの氏名を表示せず、自社名を表示していた事実が認定されたことより、著作者人格権(氏名表示権)侵害は成立すると判断した。損害額について、裁判所は「…本件に顕れた一切の事情を考慮し、10万円と認め(なお、原告は本件プログラムの氏名表示権侵害固有の損害を主張しないが、弁論の全趣旨から、相当の損害賠償額を求める趣旨と解される。)」と判示し、相当因果関係を踏まえ、Yに弁護士費用1万円を加えた11万円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じた。

(8) 半田(前掲注1)327～328頁。

(9) 最判昭和61・05・30民集40巻4号725頁[パロディ・モニタージュ写真事件](差戻上告審)によれば、「著作者人格権の侵害をなした者に対して、著作者の声望名誉を回復するに相当なる処分を請求することができる旨規定するが、右規定にいう著作者の声望名誉とは、著作者がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的声望名誉を指すものであって、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まれないものと解すべきである」と解した。

(10) 民法上の慰謝料算定理論においても、同様な見解が見られる。詳しくは、植林弘『慰謝料算定論』120～121頁(有斐閣出版、第1版、1962年)に参照。

(11) 文化庁「令和5年通常国会 著作権法改正について」(2023年)文化庁HPに参照([https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05\\_hokaisei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05_hokaisei/))2025年11月28日最終アクセス。

(12) 最判令和02・07・21裁時1748号3頁[リツイート事件]の反対意見に参照、田村善之『知的財産法』418～419頁(有斐閣出版、第5版、2010年)有斐閣(2010年)、田村善之『リツイートによる公衆送信権侵害の成否とその際のトリミングに起因する氏名表示権と同一性保持権侵害の成否：リツイート事件知財高裁・最高裁判決の検討』知的財産法政策学研究61巻(2021年)293～294頁、劉揚『リツイートによる著作権及び著作者人格権侵害の成否—リツイート事件最高裁判決の検討—』知的財産法政策学研究59号(2021年)411～412頁。

(13) 中山信弘『著作権法』37頁(有斐閣出版、第3版、2021年)。

(14) 山本隆司『著作者人格権に基づく損害の額の算定』牧野利秋、飯村敏明、三村量一、末吉互、大野聖二編『知的財産法の理論と実務4 著作権法・意匠法』387～395頁(新日本法規出版、第1版、2007年)に参照。

慰謝料：〔請求額：220万円；認定額：10万円〕

(4) 東京地判平成20・06・25日裁判所ウェブサイト  
〔教本販売差止事件〕：

被告Y1は情報システムの企画、開発、販売などを主たる業者とする会社であり、システム開発やエンジンニア教育などを主たる業務とする会社である原告Xの許可を得ず、無断でXが著作者である教本(以下、原告教本という。)を複製し、自己の教本(以下、被告教本という。)を作成した。その後、Y1は被告教本に自社の名称を著作者として表示し、被告Y2に販売した。被告教本を受け取ったY2は同教本において、また自己の名称を表記して他人に販売した。もって、Xは複製権および氏名表示権が侵害されたと主張し、被告Y1及びY2に対して著作権侵害の損害賠償、侵害品販売の差し止め、さらに著作者人格権侵害の慰謝料を請求した。裁判所は、本件に現れ一切の事案を勘案して、著作権侵害および著作者人格権侵害を認め、原告X請求の一部を認容した。

慰謝料：被告Y1〔請求額：100万円；認定額：30万円〕

被告Y2〔請求額：100万円；認定額：20万円〕

(5) 大阪地判令和05・10・26裁判所ウェブサイト  
〔彼岸花モデル写真批判ツイート事件〕：

モデルAは、写真家である原告Xの許可を得て、自らのツイッターアカウントに3枚の写真(本件著作物)を投稿した(元投稿)。被告Yは、この元投稿をスクリーンショットしたうえで、「彼岸花をととても潰してる…!」といった一文を付し、静止画と併せてツイッターに投稿した(本件投稿)。その際、Yが著作者名を表示せず、さらに白い線を引いたことは判明した。Xは、Yの行為が著作権(複製権、公衆送信権)及び著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権)を侵害し、名誉毀損又は業務妨害の不法行為であるとして、慰謝料を請求した。裁判所は、「本件投稿は、上記のとおり、不特定多数の者が閲覧可能なツイッターにおける投稿であり、その内容は本件作品を正当な目的を欠いて公衆送信しつつ、撮影手法に対する批判的感想ないし批評及び本件作品を改変するものであり、改変の程度も小さいものとはいえない」と示唆した。また、裁判所は、「本件投稿は、約6か月にわたり存在し、他の閲覧者による本件作品等に対する批判的な投稿などの契機となっており、生じた結果も軽視できない」と指摘

し、加えて、「原告は、本件作品を写真展や写真集への採用や宣伝活動への利用等を予定していたが、本件投稿後、これらを断念して再撮影等を行うこととなった」との事情も認定した。よって、裁判所は「これらの事情に加え、本件に現れた一切の事情を考慮すると、本件投稿により原告の著作権(複製権、公衆送信権)及び著作者人格権の各侵害、並びに、名誉毀損により受けた精神的苦痛に対する慰謝料は20万円と認めるのが相当である」と判断した。

慰謝料：〔請求額：300万円；認定額：20万円〕

(6) 知財高判令和06・03・28裁判所ウェブサイト  
〔てんかん病例のアニメーション映像事件〕(控訴審)：

控訴人Xはアニメーションの制作業者であり、出版社である非控訴人Yの委託を受けて、Yが発行した書籍に付属するアニメーション映像(本件映像)を制作した。ところが、YはXの許諾を得ずに本件映像の一部をYouTubeに公開し、さらにXの氏名または屋号を表記しなかったことが判明した。Xは、Yのこれらの行為が著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(氏名表示権)を侵害するものであると主張し、損害賠償を請求した。裁判所は、本件映像を映画の著作物と認定し、本件著作物の著作権者はYであり、著作者はXであることを判断した。よって、Xが主張した著作者人格権(氏名表示権)侵害のみを認めた。そして、裁判所は、本件著作物について「…公開の期間は約3年4か月の長期にわたり、その再生回数は160万回以上に達していた」侵害態様を踏まえ、「本件に現れた諸事情を考慮すると…控訴人の精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料は80万円と認めるのが相当である」と判断した。

慰謝料：〔請求額：100万円；認定額：80万円〕

(7) 東京高判平成14・09・06判例時報1794号3頁  
〔記念樹事件〕：

原告Xは、自分の曲が無断に被告Yに改変され、さらに改変された曲は被告Yの曲としてテレビ番組のエンディング・テーマ曲として長い期間に使用されていたことによって、氏名表示権と同一性保持権の侵害を主張した。裁判所は、原告Xの曲は多く知られ、教科書まで載せている著名な曲であり、被告Yは無断に当該曲を改変して、約10年間にわたってテレビ番組に流した、とあらゆる事情を勘案して、500万円の慰謝料の賠償を認容した。

慰謝料：〔請求額：900万円；認定額：500万円〕

以上より、著作者人格権侵害をめぐる紛争では、権利者が主張する慰謝料額が一般に高額である一方、裁判所が実際に認容する金額はその一割程度にとどまる傾向が判明した。こうした格差になる原因には、人格的権利の行使は元々主観的要素が強く存在しており、漠然として把握し難い<sup>(15)</sup>性質があり、もし主観的感情を過度に尊重すれば、高額賠償を狙う濫訴を誘発しかねず<sup>(16)</sup>、法的安定性に害する恐れがあるからである。よって、裁判所は、著作者自らの主観的評価と社会から受ける客観的な評価を衡量しながら、さらに侵害の態様、加害の程度、損害との因果関係などを総合的に勘案し<sup>(17)</sup>、慎重に判断せざるを得ない。

ところで、例外的ではあるが、同一の侵害行為に対し、同一の著作物について著作財産権に基づく慰謝料請求と著作者人格権に基づく慰謝料請求が認められた判例も見られ、これについて次章で詳述する。

本稿では、著作権法における人格的権利の位置付けを再考し、パロディ・モンタージュ写真事件差戻上告審判決を手がかりとし、著作権侵害における財産的権利と人格的権利の交錯関係をめぐって、解釈論の展開を再考する。

## Ⅱ. パロディ・モンタージュ写真事件からの示唆

### 1. 事実概要および判例の射程

著作者である写真家X(原告・被控訴人・被上告人)が撮影した本件写真は、許諾なく、無断でY(被告・控訴人・上告人)に用いられ、モンタージュ写真として作成、発表された。Xは、著作権および著作者人格権がYの行為によって侵害されたと主張し、損害賠償と名誉回復請求を提起した。差戻上告審では、本件写真である著作物に対する同一の行為によって、著作財産権と著作者人格権が侵害された場合であっても、

両者の賠償を併合して請求する際に、侵害法益・訴訟物(財産権性質と人格権性質)が異なっているため、それぞれ特定して、内訳を釈明しなければならないと判示した。原審では、当該内訳を特定できず、「審理不尽、理由不備の違法を犯した」ため、裁判所は原判決中慰謝料請求に係る部分を破棄した。また、旧著作権法36条の2にある著作者の声望名誉は、「著作者がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的声望名誉を指すものであって、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まない」と解すべきであると判示した。本件では、原審が確定した事実関係からそれらが毀損されたことを推認できないため、謝罪広告請求に係る部分も破棄を免れない。したがって、裁判所は原判決を破棄し、差し戻した。

本件では、著作財産権侵害に基づく慰謝料請求の正当化根拠は民法710条に求められる。すなわち、著作財産権を一般財産権として捉え、その侵害による権利者に憤りや悲嘆などの精神的苦痛が生じた場合、同条を適用して慰謝料を請求できると解される<sup>(18)</sup>。そして、本件判決は、著作財産権に基づく慰謝料請求と著作者人格権に基づく慰謝料請求との訴訟物の関係を釈明することで、射程とする意義があると評価される<sup>(19)</sup>。

### 2. 交錯論の可能性

本件判決については、一見すると法令の適用は適正であり、法理に基づく類推適用も論理的に説明されていたように見受けられる。しかし、人間関与を本質とする著作権について、その内包した法益を単に分けてそれぞれ説明すれば足りるものではないとの指摘がある<sup>(20)</sup>。また、複数の法益を内包する「(広義の)著作権」の特殊性について、裁判所はその本質的意義を更なる究明せず、法に従って法益ごとに説明したところで、「著作権」概念の理解が不十分であり<sup>(21)</sup>、「…難きを強いるものであり、あまりにも形式的に過ぎないかとい

(15) 高林龍『標準 著作権法』249頁(有斐閣出版、第5版、2022年)。

(16) 大沼友紀恵「著作者人格権による所有権の制限とその文化財保護機能——フランス法を素材として——」一橋法学11巻1号(2012年)200～201頁。

(17) 半田(前掲注1)327～328頁。

(18) 田村善之「判批」法学協会雑誌106巻3号(1989年)488頁。

(19) 田村(前掲注18)489～490頁、「著作財産権に基づく慰謝料請求と著作者人格権に基づく慰謝料請求との訴訟物の異同については、従来これを判示した判決は存在しなかった。本判決はこの点に関する初めての、しかも最上級審の判決である。問題を慰謝料請求に限定せず両権利に基づく損害賠償請求に拡げてみても先例は存在しない。なお、本件は旧著作権法下の事件であるが、両権利の関係に対する取扱は、旧法と現行法とで原則的に変るところはないので、本判決の意義は減殺されない」。

(20) 齊藤博「判批」民商法雑誌96巻6号(1987年)84頁、「他面、内訳を示さざるをえなくなった経緯の中には多分に著作権法の領域に内在してきた『著作権』の認識のあい昧さが影を落としていることも見過しえないところである」。

(21) 齊藤(前掲注20)84～85頁。

う疑問を抱かざるをえない<sup>(22)</sup>といった批判も受けている。ゆえに、著作権法における人格的利益を検討する際、「著作権」概念そのものの構造や意義を正確的に把握する必要がある。

日本では、著作権法は著作者を保護する法律として一般的に認識されている。すなわち、二元論に立脚した法制度であっても、著作者にかかわる人格的利益は本質的に位置付けられる<sup>(23)</sup>ため、人格的利益と経済的利益を完全に切り離すのが不可能であり、相互に影響を及ぼす事情<sup>(24)</sup>も想定される。

モンタージュ写真事件差戻上告審判決が下された途端、「著作権」をめぐる二元論、一元論に関わる議論が一時的に盛んであったが、国際取引の面や、二元的構成の利便性より検討すれば、二元論が最も妥当である<sup>(25)</sup>とされている。他方、2021年に齊藤博先生は、一般的人格権理論において「交錯論」の可能性を指摘しており、この指摘は著作権法においても示唆を与えるものであると考えられる。

なお、本稿で言及する「交錯論」は筆者による独自概念ではなく、人格権法や著作権法の領域において既に先学によって提示された考え方<sup>(26)</sup>である。筆者は、これらの先行研究に依拠しつつ、交錯論を著作権法における財産的利益と人格的利益に適用し、その解釈論を再検討する。

### 3. 小括

このように、著作権法における人格的利益と財産的利益の関係より、交錯論の可能性があると見られる。

そして、非財産的損害については、民法710条を適用して慰謝料で救済するのが一般的に認識されるが、その法理と正当化根拠について、更なる検討が求められる。

この点を明らかにするため、功利主義に基づくアメリカ著作権法のモラル・ライツ制度や、ドイツ著作権法の一元論の構成を参照しつつ、比較法的視座より著作権法における人格的利益保護のあり方を考察する。

## Ⅲ. 比較法的考察

### 1. アメリカ合衆国(功利主義の例外)

日本法とは異なり、アメリカ著作権法の法目的ないし趣旨は、連邦憲法1条8節8項に置かれており、同項に「科学および有用な技芸の進歩を促進する」<sup>(27)</sup>といった文言の提示より、功利主義の理念が明確に読み取れる<sup>(28)</sup>。さらに、著作権を私的財産権として扱う解釈は、1954年 Mazer v. Stein 事件判決<sup>(29)</sup>によって確認され、これらの経緯を通じてアメリカ著作権条項の基礎的論拠が形成された<sup>(30)</sup>と理解される。

近時では、知的財産制度の正当化根拠をめぐって、公衆福祉の発展を重要視する功利主義と個人的利益の犠牲を要しない権利論<sup>(31)</sup>の優越に関する論争も焦点となってきた<sup>(32)</sup>。こうした中で、モラル・ライツの導入や議論の喚起により、従来財産権と扱われてきた著作権に人格権的価値の要素があると理解できる、と考えられる。この見解は、パブリシティ権に関連して発露する。

(22) 半田正夫「判批」判例時報1227号(1987年)198頁。

(23) 中山(前掲注13)37頁。

(24) 半田(前掲注1)157頁。

(25) 齊藤(前掲注3)68頁、「…両権利を『別個に』定める国が多いのは、実際の法取引の面、さらには、人格権法の体系が財産権法の体系に併存するようになった現代においては両権利を別個のものとして二元的に構成するほうが便利だからであろう…」。

(26) 田中宏和「著作者人格権に関する課題と検討—著作者人格権の不行使特約と放棄の問題を参考に—」岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要29号(2010年)118～117頁、田村善之『著作権法概説』405頁(有斐閣出版、第2版、2003年)、作花文雄『詳解 著作権法』219～220頁(ぎょうせい出版、第3版、2006年)。

(27) 原文によれば、同項は「To promote the Progress of Science and useful Arts, by securing for limited Times to Authors and Inventors the exclusive Right to their respective Writings and Discoveries」と規定している。山本隆司「アメリカ著作権法の基礎知識」8頁(太田出版出版、第2版、2008年)は、同項を「…著作者および発明者に対して、それぞれ著作および発明に対する排他的権利を一定の期間に限り付与することにより、科学および有用な技芸の振興を促進する…権限を有する」と訳している。また、安藤和広「アメリカ著作権法」12頁(弘文堂出版、第1版、2025年)は「…著作者および発明者に、一定の期間に限り、それぞれの著作(writings)および発明(discoveries)に対し、排他的権利を保障することによって、学術および有用な技芸の進歩を促進する権限を有する」と訳している。筆者は、両訳を参照したうえで、原文の趣旨に則した訳語を選択した。「Science」については、学術分野を含めて、広義かつ柔軟性の持つ「科学」を訳した。そして、「Arts」には「useful」という限定語が付されている以上、単なる「芸術」と解するのは適切ではなく、技術的側面の理念を理解しつつ、両訳に倣って「技芸」と訳した。なお、「Progress」には、元々進歩の意味を有し、山本訳が用いる「振興」は政策的意味を有する表現であるため、本稿では原文の語義に従い、「進歩」と訳した。

(28) 山本(前掲注27)8頁。

(29) 1954年アメリカ合衆国連邦最高裁判所 Mazer v. Stein, 347 U.S. 201(1954)事件判決。

(30) リーファー、マーシャル・A(牧野和夫監訳)『アメリカ著作権法』26頁(雄松堂出版、第1版、2008年)。

(31) 山根崇邦「知的財産法における権利論と功利主義の相克(1): 知的財産制度の正当化根拠をめぐる論争の一断面」知的財産法政策学研究55巻(2020年)33頁によれば、権利論とは「ある制度や政策を実現するうえで他の社会的な目標よりも個人の権利を保障することに優先的な価値を認める立場であり、社会全体の幸福を理由として個人の権利を犠牲にすることは許されないとする考え方」である。

(32) 山根(前掲注31)32頁。

ここでは、パブリシティ権を承認した Haelan Laboratories, Inc. v. Topps Chewing Gum, Inc 事件<sup>(33)</sup>を取り上げて説明する。原告 X は、チューインガムの製造販売に従事する会社である。X は、一定の利用期間を設けて、プロ野球選手 A の合意を得て、その写真をチューインガムの販売に使用する独占使用契約(ライセンス契約)を締結した。契約期間中、A は同業他社との契約締結が制限されていた。被告 Y は、X のライバル社であり、X と A の契約内容を知りながら、故意に A を勧誘して自社と契約を結ばせた。その結果、X との契約期間中、または延長が見込まれていた期間中においても、Y は A から使用許諾を得たうえで、本件写真をチューインガムの販売に使用した。X は、Y の行為が A の写真を無断で使用して同種商品も販売したことによる権利侵害であるを主張し、訴えを提起した。

本件判決では、人が自分の写真に対してその広告的価値を独占的に利用する権利を有し、それを金銭的価値のある請求権であるパブリシティ権として認められた<sup>(34)</sup>。本来であれば、自分の写真に対する処分は人格的利益の範疇に属し、プライバシー権の行使として解されるが、裁判所は「多くの著名人が…広告許可によって金銭的報酬・収入を獲得できなくなったら、非常に損を感じるのが一般的に認識であろう」と述べており、裁判所は当該権利をプライバシー権とは別の財産(金銭)的利益として保護した。ゆえに、裁判所の判断は、無断利用ないし報酬回収不能を回避する旨に限らず、金銭的価値のある請求権として柔軟かつ実効性のある保護を与えようとする発想に基づくものであると考えられる。もっとも、裁判所はパブリシティ権の法的性格について認定しておらず、あくまで金銭的価値のある請求権と肯定したに過ぎないが、それにも関わらず、パブリシティ権に財産的価値があることは否定できない。

その後、パブリシティ権の法的性格をめぐって、「人間の尊厳及び個性」といったプライバシー権の法益と共通する見解が現れ、さらに第三次不正競争防止法

リストイメントの注釈によって補強的に肯定された<sup>(35)</sup>。こうした見解により、パブリシティ権は財産的利益を保護する権利と認識される一方、モラル・ライツとしての解釈も可能である。同一の権利に財産的価値と人格的価値を有する点から鑑みれば、交錯論のもとで理解することができる<sup>(36)</sup>。

ところで、モラル・ライツに類似する芸術的利益(非財産的利益)を保護する考えは、裁判上<sup>(37)</sup>で初登場<sup>(38)</sup>し、著作者が自己の作品の歪曲行為に対して、道徳的権利(droit moral)またはモラル・ライツ(moral right)の概念に依拠して救済を請求できるとされた。それから、アメリカがベルヌ条約に加盟する時点には、著作者人格権に相当するモラル・ライツを定めた成文法が存在せず、ランナム法による保護も不十分であるため、モラル・ライツを導入する要請が高まり、1990年には著作権法 106 条(a)が改正された<sup>(39)</sup>。

当該法改正は、著作権全般ではなく、視覚芸術著作物に限定して著作者人格権を承認したものである。こうした人格的利益の限定的な承認は、功利主義を基調とするアメリカ著作権法制度においても例外的に位置付けられ、私的財産権に一定の要件を加え、人格的利益を保護しようとする趣旨を示すことは、まさに両利益が交錯するものとはいえよう。

上記に加えて、1990年連邦制定法(VARA, アメリカ視覚芸術家保護法)に破壊防止権の創設は、著作権において人格的価値を有することはさらに肯定された。破壊防止権は、文化財保護の観点から、モラル・ライツの概念を利用して、芸術作品の破壊を禁止する破壊防止権の付与は、文化遺産を保護することのみならず、侵害による著作者の精神的苦痛を回避することを図る<sup>(40)</sup>。このように、私的財産権として認識される著作権には、著作者の人格的利益への配慮というモラル・ライツが含まれており、その正当化根拠は法の創設によって補強される。よって、財産的権利に人格的利益が内在する事情に鑑み、両利益は交錯するとして評価し得ると考えられる。

といっても、破壊防止権の理念は、あくまでも「禁

(33) 1953年アメリカ合衆国第2巡回控訴審裁判所 Haelan Laboratories, Inc. v. Topps Chewing Gum, Inc, 202 F.2d 866 (2d Cir. 1953) 事件判決。

(34) 鈴木徳子「一実演家等の氏名・肖像—パブリシティ権」パテント 59 巻 1 号(2006 年)67 頁、奥村弘司「『米国のパブリシティ権』について」CPRA news Review 2 巻(2022 年)12~13 頁。

(35) 千葉邦史「『パブリシティ権』と著作者人格権の相似性」情報通信学会誌 29 巻 2 号(2011 年)34~35 頁。

(36) 齊藤博「人格権法の発展」133 頁(弘文堂出版、第 1 版、2021 年)。

(37) 1976 年アメリカ合衆国第 2 巡回控訴審裁判所 Terry Gilliam et al., Plaintiffs-appellants-appellees, v. American Broadcasting Companies, Inc., Defendant-appellee-appellant, 538 F.2d 14 (2d Cir. 1976) 事件判決。

(38) リーファー(牧野監訳)(前掲注 30)508~509 頁。

(39) リーファー(牧野監訳)(前掲注 30)97~98 頁、安藤和広「アメリカ著作権法におけるモラル・ライツの一考察」早稲田大学法研論集 124 号(2007 年)7 頁。

(40) 安藤(前掲注 27)156 頁。

止する]権利の付与にすぎず、禁止権をいかに実現するのか、またその行使に際して侵害行為の阻止を誰に委ねるのか、といった点は疑問になる。また、実際に侵害が生じた場合には、不可逆的な損害に対して、いかなる救済を与えるべきかという課題も残される。そこで、原状回復不可能な場合には、そのまま放置するのが理不尽であり、慰謝料の算定法理に基づき、金銭による損害評価を行うことが、現時点における最も実効性のある解決策であるといえよう。

いずれにせよ、以上を踏まえると、功利主義に立脚してきたアメリカ著作権法は、裁判ないし立法によって、モラル・ライツの概念を援用し、財産権に人格的要素が内在することを肯定した以上、これらの経緯は交錯論を支持する論拠として位置付けられると考える。

## 2. ドイツ連邦共和国(一元論の今現在)

ドイツ著作権法は、経済哲学や功利主義によって正当化されたアメリカ著作権法とは異なり、作者の権利保護を法趣旨とされている。それは、作者人格権を連邦憲法上の人格権に由来する権利として認識されたからである<sup>(41)</sup>。当該認識に基づき、著作権は、財産権的性質と人格権的性質を内在した一種の権利とされており、そのうち人格的側面より権利の譲渡が認められていないが、複製などの著作物利用については、利用権の移転やライセンス契約の締結によって財産的側面よりの活用が可能である<sup>(42)</sup>。こうして、ドイツでは、法的性質に基づいて作者人格権と著作財産権を分離せず、一体化して一元論を捉えている。この法設計を加味すると、著作権法における財産的利益と人格的利

益は当然、交錯している。また、憲法上の人権に由来する権利であることより、著作権侵害に対する慰謝料の請求は、一般的人格権と関連づけられ<sup>(43)</sup>、その正当化根拠も多様に検討できる。

近時では、人格権に財産的価値を有することがますます裁判によって認められるようになり、典型例としては、カロリーネ・フォン・モノコ事件<sup>(44)</sup>、マレーネ・ディートリッヒ事件<sup>(45)</sup>が挙げられる<sup>(46)</sup>。前者では、高額の設定によって慰謝料とする抑止機能があると評価される<sup>(47)</sup>。後者では、裁判所が一般的人格権について「人格の精神的利益だけでなく、人格の商業的利益も保護する役割がある」<sup>(48)</sup>と論じ、人格権の財産的価値のある要素を有すると示唆し、法解釈による正当化根拠を提示した。これらの判旨を吟味すると、依拠した理論はパブリシティ権あるいは肖像権と類似している、と見受けられる。

もっとも、ドイツにおいては、肖像権<sup>(49)</sup>が個別的人格権としてKUG(美術著作権法)<sup>(50)</sup>によって保護されていた経緯がある<sup>(51)</sup>。そのうち、著作権法改正に伴って当該権利が廃止されたが、肖像権をめぐる理論は、一般的人格権をめぐる紛争時に依然として効力を発揮すると見られる<sup>(52)</sup>。前述したマレーネ・ディートリッヒ事件は、まさにその代表例である。すると、交錯論という考え方は、一般的人格権より派生したのではなく、むしろ人格権的要素と財産権的要素を内包する著作権概念に由来するものである<sup>(53)</sup>と理解し得る。

上述の背景を踏まえ、著作権関連判例に再び着目すると、やや特殊な一例が見られる。それは、2015年

(41) 三浦正広「ドイツ著作権法 思想と方法1 ドイツ著作権法の概要」JRRC マガジン 289号(2023年)JRRC HP (<https://jrcc.or.jp/no289/>)2025年11月28日最終アクセス。

(42) 三浦正広「著作権契約法の理論」45頁(勁草書房出版、第1版、2023年)。

(43) 一般的人格権との関係については、「その点、ドイツの現行著作権法立法者が、著作権一元論という通説に立ちつつも、なお連邦通常裁判所による一般的人格権の承認、さらには同権利承認の立法化への動きを考え合わせて、一般的人格権、作者人格権両権利の現実的連関を認めたことは妥当であったと評しうる」と論じ、詳しくは齊藤博「人格権法の研究」231頁(一粒社出版、第1版、1979年)に参照。

(44) ドイツ連邦最高裁判所(BGH)1994年11月15日判決(VI ZR 56/94) [カロリーネ・フォン・モノコ事件]。

(45) ドイツ連邦最高裁判所(BGH)1999年12月01日判決(I ZR 49/97) [マレーネ・ディートリッヒ事件]。

(46) 齊藤(前掲注36)114頁以下参照。

(47) 齊藤(前掲注36)255頁、松川実「欧州人権裁判所カロリーネ・フォン・モノコ対ドイツ連邦共和国事件判決が著作権法に及ぼす意味について」青山法学論集47巻2号(2005年)136～134頁。

(48) 松川実「〔翻訳〕ドイツ知的財産権法関連判決集——人格権の財産的価値のある要素——：ドイツ最高裁判所1999年12月1日判決BGHZ 143, 214-232—マレーネ・ディートリッヒ」青山法学論集64巻3号(2022年)374頁。

(49) なお、ドイツ連邦最高裁判所(BGH)1956年05月08日判決(I ZR 62/54) [パウル・ダールケ事件]では、当該権利を「財産的価値を有する排他的権利」として捉え、その財産権的性質を示唆した。詳しくは、齊藤(前掲注36)255頁、三浦正広「ドイツ著作権法 思想と方法7 肖像権～伝統的理論とその展開」JRRC マガジン 315号(2023年)JRRC HP (<https://jrcc.or.jp/no315/>)2025年11月28日最終アクセス、渡邊美樹「取材・報道の自由と肖像権の保護に関する考察」明治大学博士学位請求論文(2015年)103頁に参照。

(50) 1907年KUG(美術著作権法)22条の内容については、松川実「欧州人権裁判所カロリーネ・フォン・モノコ対ドイツ連邦共和国事件判決が著作権法に及ぼす意味について」青山法学論集47巻2号(2005年)131頁に参照。

(51) 渡邊(前掲注49)90～92頁、齊藤(前掲注43)69～72頁、三浦(前掲注49)に参照。

(52) 三浦(前掲注49)に参照、渡邊(前掲注49)103頁。

(53) 齊藤(前掲注36)128頁。

のバイク部品事件<sup>(54)</sup>である。原告人Xは、本件写真の著作者の兄弟であり、その兄弟から本件写真に対する請求権を譲り受けた。被告Yは、バイク部品の商売を営み、さらに、本件写真を含めたバイクの部品の写真を、許諾なく氏名表示せずに自分のインターネットサイトに掲載していた。Xは、譲り受けた権利に基づき、被告に対して、著作権侵害による損害賠償請求を提起した。最高裁判決は、著作権侵害を認め、損害賠償額について次のように述べた：

「自分が著作者であることの承認を求める権利(著作権法13条1文)を侵害したために、著作権法97条2項によって、財産的な損害の賠償と精神的な損害の賠償を請求することができる。財産的損害でない損害のために、著作者は、著作権法97条2項4文により、それが衡平である限り、金銭で賠償を請求することもできる。この金銭賠償には、重大な侵害があり、さらに、その侵害を別の方法では十分に回復することができないことを必要とする。財産的損害ではない損害の賠償請求には、著作者は、著作権法97条によって、侵害された権利の利用に許諾を得ていたとすれば、侵害者が適切な補償として出捐しなけりならなかった額を基礎として算定することもできる。その際、著作者氏名を表示しなかったことによって生じた損害を賠償するために支払わなければならない擬制的ライセンス料の額は、(擬制的な)ライセンス料に対する割増しの形で算定することができる。架空のライセンス料の額は、(架空の)ライセンス料に対する追加料金の形で評価することができる。これは、その都度の利用(本件では、写真に誰でもアクセスできるようにしたこと)に対して支払わなければならないものである」<sup>(55)</sup>。

要するに、著作権侵害においては、非財産的損害、いわば精神的損害・人格的損害に対しても、侵害が重大でかつ別の方法では十分に回復できない場合、衡平の範囲内で金銭的賠償を請求できる。さらに、当該賠償額の算定にあたっては、著作権法97条2項に基づく擬制的ライセンス料に準用することが可能であり、侵害の都度、擬制的ライセンス料<sup>(56)</sup>に追加料金を加える形で評価することも認められる。このように、人格的損害を財産的損害の算定方法を用いて金銭で評価できることは、本判決の特殊性である。

なお、この判決は一元論に依拠しており、非財産的損害を財産的損害と同様に扱うことが理論上に一定の合理性がある。しかしながら、二元論を採用する国、例えば日本では、この評価方法をそのまま導入するのは制度的には整合せず、現実的にも妥当とはいえない。よって、著作権法における財産的利益と人格的利益の交錯関係につき、どのように解釈を組んで評価すべきかが課題として残される。他方、比較法的視点より、本件判決は交錯論の考察に資する事例であると考えられる。

### 3. 小括

功利主義に則して著作権法を整備してきたアメリカでは、無体財産権とするパブリシティ権の承認をはじめ、視覚芸術著作物の著作者に著作者人格権を与える制度の導入、さらにVARAによる破壊防止権の整備によって、従来財産権として捉えてきた著作権にモラル・ライツである人格権的価値を内在することが認められてきた。

他方、一元論を維持してきたドイツでは、著作権における人格的利益と財産的利益の交錯関係は、その法設計によって自然に導かれるものである。とはいえ、近時の裁判例を参照したうえ、人格的損害を財産的損害の算定方法を用いて金銭で評価するとの考えは、これまでのケース・バイ・ケースの判断基準を超え、法的安定性の視座より、抽象で捉え難い人格的損害を具現化する傾向がある、と吟味する余地がある。

これらの比較法的動向を把握し、日本著作権法における交錯論による法解釈の展開には、示唆に富むものである。

## IV. 検討

本稿でいう交錯論は、著作財産権と著作者人格権を形式的に「一体化して処理する」ことを目的とする理論ではない。その趣旨は、二元論に確立された両権利の保護利益が現実的に相互に影響し合う場面を適正に把握したうえで、損害賠償額や慰謝料額の算定においてより妥当な評価を求めている。すなわち、交錯論は、裁判例において頻繁に用いられる「一切の事情」や「あ

(54) ドイツ連邦最高裁判所(BGH)2015年1月15日判決(I ZR 148/13) [バイク部品事件]。

(55) 劉雅淳[《翻訳》]ドイツ知的財産権法関連判決集：利用利益返還のための擬制的ライセンス料支払：ドイツ最高裁判所2015年1月15日判決(I ZR 148/13)：バイク部品事件]青山ローフォーラム11巻1・2号(2023年)160～161頁。

(56) ライセンス料類推、妥当なあるいは擬制的ライセンス料の支払(Lizenzanalogie, Zahlung einer angemessenen oder fiktiven Lizenzgebühr)は、法定の最低限損害額と認識されている。松川実「著作権侵害における損害賠償額算定方法―日独の法比較」著作権研究22号(1995年)93頁。

らゆる事情」といった衡量要素の内容を具現化する試みであり、法的安定性の視座より、判断基準の明白化を実に求める。

しかしながら、著作権法における人格的権利は、財産的権利とは異なり、保護利益は本質的に主観性が強く、これを財産的損害のように客観的金額を捻出して、把握するのが困難である<sup>(57)</sup>。従来の裁判実務では、民法710条を援用し、不法行為法の一般原則に基づいて、4つの侵害要件を合わせて総合的に判断することで、ある程度評価することが可能となってきた。といっても、人格的利益と財産的利益の交錯関係を加味して損害額に反映すると、ドイツのように著作権法114条の規定をそのまま準用して、財産的損害と同様に評価するのが現行法のもとで非現実的である。結果としては、114条の趣旨を変更しない限り、交錯論の実現は慰謝料にしか反映されないと考える。

ここで、ときめきメモリアル・アダルトアニメ映画化事件<sup>(58)</sup>を取り上げて説明を行う。原告Xは、自らが著作権を有するコンピュータ用ゲームソフトについて、被告Yがその主要登場人物の凶柄を用いてアダルトアニメーションビデオを制作したことにより、著作権(複製権、翻案権)及び著作者人格権(同一性保持権)が侵害されたと主張し、Yに対して、侵害物の製造、販売及び頒布の禁止、侵害物の廃棄、損害賠償ならびに謝罪広告を請求した。裁判所は、本件ソフトウェア著作物に登場する人物である藤崎詩織が、その好印象により関連商業の展開に大きく貢献をしていたと認定し、Yの侵害行為は「…性格付けに対する創作意図ないし目的を著しくゆがめる、極めて悪質な行為である」と判断した。そして、「…被告の行為によって受けた原告の信用毀損は少なくない」と解されること等一切の事情を総合考慮すると、被告の改変行為により生じた原告の無形損害を金銭に評価した額は、200万円と解するのが相当である」と示唆した。そのうち、慰謝料請求額は1000万円であり、認定額は200万円であった。

本件では、登場人物である藤崎詩織の性格設定が社会的に好評価を受けながら、関連商業活動の展開にも大きく寄与していた点は、まさに交錯論が肯定する典型的な事例といえる。なぜならば、被告による著作者人格権(同一性保持権)の侵害行為は、著作者に精神的苦痛を与えることだけでなく、登場人物の性格をゆが

めることで評価を低下させ、ひいては商業的価値の毀損という財産的損害を引き起こすことになるからである。つまり、著作者人格権の侵害は、人格的利益の侵害のみならず、財産的利益にも損害を及ぼすことがある。このように、人格的利益と財産的利益が密接に交錯している場合、財産的損害に限って著作権法114条に適用しても、当該損害を十分に回復することとは言い難い。そこで、著作権法114条の立法趣旨を改変しない限り、交錯論を通じて人格的損害に基づく慰謝料請求によって包括的保護を図ることが期待できる。本件判決は、現行法に基づいて無形の損害を捉えて慰謝料を認容したが、交錯論を踏まえて解釈論を展開すれば、当該判決の正当化根拠の一つとして見なすことが可能である。

既述のとおり、交錯論は、日本著作権法における人格的権利の位置付けに対して、柔軟性かつ実効性のある解釈論として意義を有するものと考えられる。とはいえ、非財産的損害を財産的損害と同様に扱うことについて理論的合理性が判示された一元論を捉えるドイツとは異なり、日本では、交錯論の実現は最終的に民法710条による慰謝料請求に依拠せざるを得ないという法制度上の制約を免れず、交錯関係を介して、著作権法114条の財産的損害賠償の算定方法と民法709条・710条をめぐる一般不法行為法の損害賠償の算定方法の関連性をいかに整合して説明するのが問題となる。したがって、当該請求の根底にある不法行為法理、すなわち慰謝料の法的性質とその正当化根拠を正確に把握しなければならない。

## V. おわりに

以上見てきたように、パロディ・モンタージュ写真事件をはじめ、当該判決は著作財産権に基づく慰謝料請求と著作者人格権に基づく慰謝料請求の正当化証拠が民法710条にあると提示し、射程とする意義があると評価される一方、同判決があえて両法益を分けて説明したところで著作権の特殊性を十分に理解されていないとの批判も受けられる。

日本の著作権法は、二元論を基にして設けた制度ではあるが、著作者を保護する法律であると認識されている以上、AIやIoT技術の発展によって著作権の財産的価値が顕著化されている今現在においても、著作

(57) 高林(前掲注15)249頁。

(58) 東京地判平成11・08・30裁判所ウェブサイト[ときめきメモリアル・アダルトアニメ映画化事件]。

者にかかわる人格的利益は本質的な地位として正確的に把握する必要があると考えられる。もっとも、著作者の発意により著作物が創作されたことで、人格的利益と財産的利益は現実に切り離すのが不可能であり、相互に影響を及ぼす関係を有する。いわゆる、交錯関係である。

ところで、功利主義に立脚するアメリカ著作権法においては、従来、著作権が私的財産権として扱われてきたため、モラル・ライツの概念を導入するのが困難であったが、無体財産権とするパブリシティ権の承認から、視覚芸術著作物の著作者に著作者人格権を与える制度の導入についてはVARAによる破壊防止権の創設により、著作権はもはや純粋な財産権として理解できなくなる。こうした経緯は、功利主義の例外として捉えられ、交錯論を支持する論拠として取り上げられる。

他方、一元論を採用するドイツ著作権法においては、著作権が憲法上に由来する権利として位置付けられているため、人格的利益と財産的利益が著作権に内在する法的構造に従い、両法益の交錯関係は必然として導かれる。また、近時の裁判例では、人格的損害を擬制的ライセンス料額といった財産的損害の算定方法を通じて金銭的に評価する例が見られる。これにより、著作権侵害に伴う主観性の強い人格的損害についても、擬制的ライセンス料という算定方法を介して評価することが可能となり、その結果、人格的損害に関する法的基準が具体化しつつある。

本稿では、交錯論の視座より、著作権法における人格的権利の現代的な位置付けを練り直した。現行法に基づき、交錯論は、著作権侵害をめぐる紛争、特に人格的利益と財産的利益が緊密に関わっている場面において、解釈論として柔軟に対応しつつ、その損害に対する判断基準や正当化根拠の提示にも寄与することが可能であると思われる。

**【付記】**本稿の作成にあたっては、指導教員の劉斌斌先生より常に温かいご指導やご鞭撻をいただきまして、この場を借りて心より感謝申し上げます。